2　別表七の二付表三「9」又は「21」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「控除前連結所得金額（別表四の二「47の①」）　(1)　」及び「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「47の①」－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）　(11)　」の各欄は、それぞれ「控除前連結所得金額（別表四の二「47の①」－（別表七の二「13」＋「14」））　(1)　」及び「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の⑽と（別表四の二付表「47の①」－（別表七の二付表三「9」＋「21」）－当該発生連結事業年度前の⑲の合計額）のうち少ない金額）　(11)　」として記載すること。

別表七の二付表一の記載要領第三号及び第四号を削り、同第五号を同第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

4　別表七の二付表三「12」又は「24」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の⑳又は㉘）又は別表七の二付表二「20」）　(9)　」及び「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の⑭）又は別表七の二付表二「20の内書」）　⑽　」の各欄は、それぞれ「控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の⑳又は㉘）別表七の二付表二「－別表七の二付表三「30」）　(9)　」及び「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（（前期の⑭）又は別表七の二付表二「20の内書」）－別表七の二付表三「27」）　⑽　」として記載すること。

別表七の二付表一の記載要領第六号を削り、同第七号中「「控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の⑳又は㉘）又は別表七の二付表二「21」）　(9)　」を「」」に改め、同号を同第五号とし、同第八号中「「控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の⑳又は㉘）又は別表七の二付表二「20」）　(9)　」を「」」に改め、同号を同第五号とし、同第八号中「「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の⑭）又は別表七の二付表二「20」）　⑽　」を「」」に改め、同号を同第六号とし、同第九号を同第七号とする。